

弁護士による法教育の実践報告(9/22)

弁護士 後藤直樹

- 1 , 茨城県弁護士会の法教育への取り組み、狙い、仕組みについて
従来型の司法教育ではなく、新しい法教育を目指している。立憲民主主義社会の構成員としてふさわしい自立した市民を育成することを狙いとする米国型法教育をベースとしている。
平成15年度から正式な委員会として活動を開始。
委員12名(会員99名)
- 2 , 本年度の実施状況について
 - 弁護士の中学校への講師派遣(県内50校派遣予定、有料制、弁護士会が相当の費用負担。これまで9校の申込有り。5校について実施済み)
 - 子どものためのロースクール(例年、夏休み、冬休みに実施、平成15年の夏休みは、17名参加、3日間実施。)
 - 体験学習(随時申込に応じて実施。職場体験を通じて、法、裁判、弁護士の仕事を学ぶ。今年度は12名受け入れ。)
 - 教員向け研修会への派遣(随時申込に応じて、2回実施予定)
- 3 , 弁護士派遣授業でこれまで行った授業のタイプと具体例の紹介
(ビデオ放映 笠間東中学2年、ロースクール)
 - 弁護士の仕事の内容(職業紹介型、どんな仕事をしているか、弁護士の一日等)
 - 弁護士からの人生論(道徳型、なぜ弁護士になったのか、これまで苦労した仕事、生き甲斐を感じる時、個人の尊厳とは、これからどのように人生を送って欲しいか等)
 - 教科書の知識肉付け的授業型(知識伝授型、教科書に記載のある法や裁判の仕組みについて膨らませて説明をする)
 - 新しい法教育型(技能重視型、自ら問題解決ができるような能力を身につけてもらうことが目的。米国CCEの教材を参考にしている。今回の参考資料には模擬裁判を添付したが、他にも自分たちでルールを作る授業なども行って

ている。)

4 , 弁護士派遣授業について、生徒、教師、弁護士の反応

- 生徒に概ね好評、法や裁判を身近に感じるようになる。やり方及び内容が刺激になるようである。決まった答えがないところ、みんなで議論するところが新鮮。
- 教師に概ね好評、しかし、カリキュラムの制約から法教育のための時間をとれないとの話あり。費用の問題も。
- 弁護士の負担、慣れてしまえば、問題はないが、最初がしんどい。しかし、子どもたちとの触れあいが法曹としての初心を思い出させ、機会があればやりたいとの声が多い。

5 , 弁護士派遣授業等についての評価と今後の課題

- 生徒、教師、弁護士の感想はいずれも好評であり、我々の事業は、予想以上の成果をあげていると評価している。今後、いっそう、推進していきたい。
- 予想以上に応募が少ない。 弁護士派遣の制度のPRが3月からであったため教師側で計画をくめない?。教員側が法教育を知らない?。
- 法教育について教師と弁護士側のギャップ 啓蒙活動の必要性、教師との交流会の設置等
- 授業時間をとれない カリキュラムや制度的バックアップ
- 派遣する弁護士のために、教材開発が必要。特に1時間用のもの
- 底辺校に対する遵法精神喚起(非行防止)プログラムの開発

参考資料 1 ,

模擬裁判 ジャックと豆の木

1 , 指導の目的

指導の目的、匡正的正義と手続的正義について学んでもらう。

まず、最初に、憲法の 31 条以下（手続的正義の観点）に関する問題であることを指摘する。その上で、刑法の条文（匡正的正義の観点）を説明する。刑法 199 条「人を殺したる者は死刑又は無期若しくは 3 年以上の懲役に処する。」36 条「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は罰しない。」

匡正的正義と手続的正義の話、CCE の知的ツールを簡単に説明する。

そして、役割をふる。台本を読ませる。

傍聴する子どもたちには、誰のどの証言が信用できるかについてメモをとってもらおう。

各自自分の意見をまとめる。5 分くらい。

グループ分けして討論する。15 分くらい。有罪か無罪か、その根拠は何か。

特に、匡正的正義のチャートに従って、判断しているかに留意。

発表させる。

最後に、まとめ、匡正的正義、手続的正義が重要であること、知的ツールを使用しているいろいろな問題を考えて欲しいという話をする。

2 , 素材の概要

ジャックのお母さんは、牛を売り、そのお金でお店を買おうと考えていた。おかしい老人がその牛と豆を交換して、ジャックに、豆は空よりも高く伸びるだろうと約束した。ジャックは、牛と豆を交換した。その老人は、ジャックに、もし話したとおりにならなかったら、牛は返すと言った。

ジャックのお母さんが、知ったとき、お母さんは「この馬鹿、うすのろ、間抜け。とっとと、交換して来な。取り戻すまでは、お前は、眠っちゃいけないよ。それから、一口たりとも飲んでもいけない。今夜はごくりとしてもいけないからね。」と言ってから豆を窓の外に投げ捨てた。

つたは伸びていった。ジャックは、そのつたを登っていった。つたの天辺には道があった。

ジャックが城に着いたとき、背の高い夫人に尋ねた。何か食べ物はいただけま

せんか。夫人は、あなたが逃げなければ、朝食にされるだろう。夫はトーストの上にゆでた少年をのせるのが何よりも好物なのです。と彼女の夫のことにふれた。

それから、オグレ（人食い鬼）という巨人の妻は、パンとチーズをくれた。ジャックが半分食べ終えた頃、オグレ（人食い鬼）がやってくるのを聞いた。「ここに飛び込んで。」とオグレ（人食い鬼）の妻は言った、そして、オープンのかなかに追い立てた。

オグレ（人食い鬼）が入ってきて、テーブルの上に3頭の子牛を投げ出した。そして、夫人に、朝飯のためにくりつけるように言った。そのとき、オグレ（人食い鬼）は、人の臭いをかぎつけ、「そいつが生きてるか死んでるか、どちらにせよ、人の骨の粉をパンに塗りつけたいもんだ。」と言った。ジャックは逃げ出した。そして、逃げ道の途中、金で一杯のバッグを盗んだ。

ジャックはつたを登って戻った。オグレ（人食い鬼）の妻は、彼になくなった金のことについて尋ねた。ジャックははぐらかしながら、言った。「それは変です。僕はお腹がすいていて何か食べ物が欲しいと言っただけだ。」このときには、ジャックは、黄金の卵を産むガチョウを盗んだ。

ジャックは、オグレの城に3度戻った。3度目の時、彼が、去ろうとしたとき、黄金のハーブを盗んだ。ハーブは、「ご主人様、ご主人様。」と叫んだ。オグレ（人食い鬼）は、追いかけた。ジャックがつたの下に着いたとき、彼は、お母さんに「斧を持ってきて。」と叫んだ。お母さんは、斧を持って走ってきた。ジャックは、つたを斧で二つに割った。オグレ（人食い鬼）は、つたから落ちて死んだ。ジャックは、黄金のハーブをお母さんに見せた。

追加される事実

警察官が到着した。ジャックを、器物損壊、住居侵入、窃盗、殺人で起訴した。

オグレ（人食い鬼）は、およそ10メートルの身長があった。

オグレ（人食い鬼）の死亡は、11月21日に起こった。死亡の原因は、1500メートル以上の高さから落下したことによる。

黄金のハーブは、30キロの黄金からできていた。

これを前提に証人尋問が行われる。

参考資料2,

CCE 知的ツール

3つの正義	具体例
配分的正義	友達とおやつを分けるとき、どのテレビ番組を見るか決めるとき、掃除当番を割り当てるとき、友達と食事をして割り勘にするか決めるとき、ご褒美をどうするか決めるとき、税金の負担を決めるとき、給料を決めるとき
匡正的正義	いたずらをしたとき、決まり(校則、法律など)を破ったとき、物を壊したとき、物を盗んだとき、人を傷つけたとき、
手続的正義	みんなで何かを決めるとき、クラス会、クラブ、生徒会、議会など。人を罰するとき、争いがあるとき、どちらが正しいかを決めるとき、懲罰、裁判、

設問番号	問題となっているのは	3つの正義のうちどれか。
1	ゴミを片づけること(負担) 誰が片づけるか決めること(決定)	配分的正義 手続的正義
2	キャプテンを決めること(決定) キャプテンという仕事を割り当てる(負担)	手続的正義 配分的正義
3	ケーキが落ちてしまった(損害) 先生が立つよう決めた(決定)	匡正的正義 手続的正義
4	壁がペンキで汚れた(損害) お母さんが罰をくださった(決定)	匡正的正義 手続的正義

匡正的正義の考え方

(例) 中学生が学校の帰りに、他人の家の壁にペンキで落書きをしました。お母さんは罰として、彼に壁をきれいにするまで掃除をさせました。

検討すること、考えること	例、中学生の落書き事件	ジャックと豆の木殺人事件メモ
1、どのような不正や損害があったか。 ・不正は ・損害は	他人の物を傷つけてはいけません。 壁がペンキで汚れた。	人の命を奪ってはいけません。 命が奪われた。
2、不正や損害は重大か。 ・どのくらいの人やものが影響を受けたのでしょうか。 ・どのくらいの期間影響を受けましたか。 ・不正や損害はどのくらいひどかったのでしょうか。 ・わたしたちの善悪の感覚からするとどのくらい不快だったのでしょうか。	壁の所有者 壁がきれいになるまであまりひどくない？ ひどく不快ではない？	巨人、妻、社会 ずっと ひどい ひどい
3、誰が ・不正や損害を与えた人は誰ですか。 ・わざとしたのか、偶然そうだったのか。 ・どのような結果(不正や損害)をもたらすかをわかる能力があったのか。 ・その人は、わかっていながらあえてそうしたのか。 ・偶然の場合、あらかじめ予測できる危険に対して、注意を払いましたか。 ・以前にも同じことをしましたか。 ・反省していますか。 ・仲間とやった場合に、その人の果たした役割は。	中学生、名前？ わざと。故意で。 中学生ならわかるはず。 あえてした。 わからない。 している？	ジャック わざと。 わかるはず。 あえてした。 わからないし。たぶんしていないし。 ？
4、被害者について ・それは誰ですか。 ・被害の発生について落ち度や責任があるか。	壁の所有者 ない	巨人
5、対処 ・無視する。 ・知らせる。 ・許す。 ・相手にもとどおり回復させる。 ・相手に支払をさせる。弁償 ・相手を罰する。 ・相手に同じこと繰り返さないように教育する。	壁をきれいにした。	

資料3-1

オオカミ 対 子豚 「オオカミなんか怖くない」損害賠償事件

参考条文

民法709条

故意又は過失によって他人に損害を与えた者はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

故意 =

過失 =

加害行為

損害発生

因果関係

故意又は過失

民法720条

他人の不法行為に対して自分の権利を防衛するためにやむを得ずにした加害行為については賠償しなくともよい。

自分に対する加害行為

防衛するため

やむを得ない

民法722条

被害者に過失があるときは損害賠償の額を決める際に、その過失を考慮して額を定めることができる。

過失

3-2

シナリオ冒頭部分のみ

裁判官

この事件は、原告がオオカミ氏で被告が子豚氏です。原告の請求は、被告の子豚が原告を煮て食べようとして攻撃してきた、それによって、オオカミ氏は、怪我を負った。だから、治療費と精神的な苦痛に対して慰謝料を支払えというものです。ところで、治療費については、10万円かかっていることはすでに病院の領収証が出ており、明らかです。慰謝料については、もし、仮に、意図的にこのようなことが行われた場合について、先例があります。それによると、50万円が妥当な金額ということになっております。今日の裁判では、子豚氏が、意図的に、オオカミ氏を食べようとしていたかどうか、子豚氏には、そのようなことをする正当な理由があったかどうかについて明らかにすることが目的です。

では、それぞれ冒頭陳述をどうぞ。まずは原告代理人。

原告代理人

裁判長、この事件は、9月19日に、被告の子豚氏が、原告のオオカミ氏を食べようとしたという殺人未遂の事件です。私たちは、被告の子豚氏が煮立ったお湯を準備して、オオカミ氏を待ちかまえていたこと、そのとき、子豚は、オオカミ氏の調理の仕方という料理の本を開いていたという事件です。。

被告代理人

裁判官、原告の訴えはまったくナンセンスです。オオカミは、無断で子豚の家に侵入しようとしたのです。これは住居侵入という犯罪であります。オオカミが被告の子豚にとってどれほど恐ろしいものであったか、オオカミが被告の兄妹である2匹の子豚を食べってしまったことから明らかであります。このような状況の中で、かわいそうな被告の子豚は恐ろしいオオカミから自分の命と家を守ろうとしたのです。被告は、オオカミ氏に対して、家に中に入ってくるなという警告をしようと考えていたのです。決して、煮てたべようなどと考えるはおりませんでした。

3-3

判決のためのシート

あなたは、この裁判で、原告の請求が認められるかどうかを判断しなければなりません。あなたが結論を出す場合には、自分の直感や感情によってではなく、裁判に提出された証拠や証人の証言がどのくらい信用できるのか、そして証拠や証言からどのような事実が認められるのか、さらにその事実を法律にあてはめて結論を出さなければなりません。

1 , 原告側が裁判で訴えたいこと（認めてもらいたいこと）は何でしょうか。原告側は証拠によって何を明らかにしようとしていますか。

原告側が訴えたいこと

法律の根拠

どのようなことがあったか。

結論としてどうしてもらいたいか。

2 , 証人は何を話していましたか。証人の証言はどのような事実について話していましたか。

原告

被告

証人

3 , 証人の信用性について、その証人の証言は信用できますか。証言について、評価（大変信用できる。信用できる。信用できない。まったく信用できない）をしてみましょう。その理由について、考えてみましょう。

原告 評価（大変信用できる。信用できる。信用できない。まったく信用できない）
評価した理由

被告 評価（大変信用できる。信用できる。信用できない。まったく信用できない）
評価した理由

証人 評価（大変信用できる。信用できる。信用できない。まったく信用できない）
評価した理由

資料4 なぜ法に基づき、解決するのだろうか。

* トラブルを扱ったテレビドラマなどを見てもらって議論する。

1, 身近な紛争をあげてもらおう。(交通事故、ケンカによる怪我など)

2, そのような紛争を解決するためにどうすればいいか。

3, 歴史に見る紛争解決方法

話し合いによる解決 円満解決可能だが、まとまらない場合もある。

決闘、暴力で実現 弱肉強食、力が弱ければ負ける。社会が混乱する。

神盟裁判、くがたち 恣意が入らないが、内容は問題。

実力者(王様、殿様)に解決してもらおう 恣意が入る危険。

法に基づく解決 理に基づく解決、望ましい。

4, どれを選ぶか。

5, 現在の法や裁判の仕組みと基本原理 匡正的正義、配分的正義、
手続的正義